

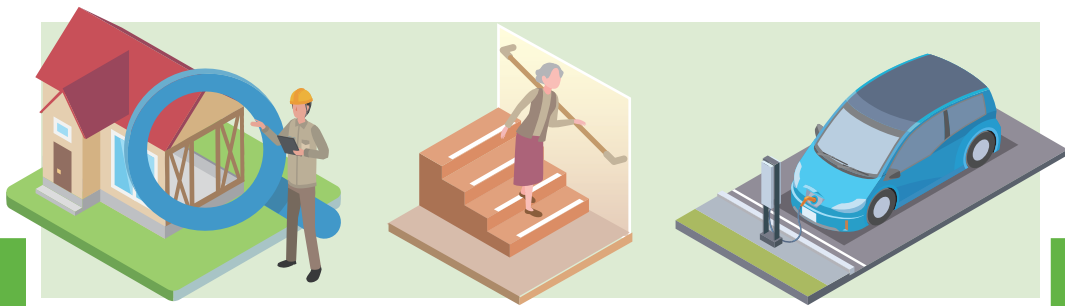
川崎市 住まい助成制度等ご案内

融資・助成制度等一覧ガイド

川崎市にお住まいの方へ
ご存知でしたか?!



川崎市には、住まいに関する様々な助成制度があります。
ぜひ、ご参考にしてください。



利用方法・目次

本書の利用方法

- 本書は、対象一覧表になっています。
各制度には、概要、所管、連絡先が記載されています。
- 本書は、制度の概要のみ記載しています。詳しい内容は、所管・連絡先までお問い合わせください。
- 本書は、「川崎市住宅供給公社」ホームページからも閲覧できます。

ご注意

- 各制度には、条件や予算限度額等がありますので、利用の可否については、必ず各所管にてご確認ください。
- 所管がわからない、該当する項目がわからない場合等は、裏表紙に記載してあるハウジングサロンにご相談ください。

対象となるお住まいは、制度一覧表の対象欄にマークで表現しています。

戸建  (戸建て住宅) **マ(専)**  マンション(専有部) **マ(共)**  マンション(共用部)

目次

▼目的別キーワード

▼各種制度内容

▼頁

高齢者・障害者・
バリアフリー

- 高齢者世帯向け制度 ●障害者世帯向け制度
- 賃貸住宅入居支援制度 ●バリアフリー制度 ●一般融資等

P.2
}
P.3

環境・省エネ・
緑化・上下水道・
道路

- アスベスト ●省資源設備関係 ●環境配慮設備関係
- 緑化関係 ●排水設備関係 ●道路関係

P.4
}
P.5

耐震・防災・防犯

- 耐震関係 ●防災まちづくり整備関係
- 宅地造成・がけ関係 ●防犯関係

P.6
}
P.7

税制関係

- 税制関係

P.8

住環境まちづくり

- アドバイザー派遣制度 ●コンサルタント等派遣制度
- 住環境まちづくり

P.9

国・神奈川県における住宅の省エネに関する補助制度

P.10

川崎市における 住まいに関する融資・助成等制度一覧表

高齢者・障害者・バリアフリー

高齢者世帯向け制度

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
介護保険制度住宅改修費	戸建 マ(専)	健康福祉局 介護保険課 ☎ 044-200-2687	要介護・要支援認定された高齢者が行う住宅改修の費用を、一定範囲で保険給付する。(支給限度額は20万円) ※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 介護認定給付係
介護保険制度福祉用具貸与	戸建 マ(専)	健康福祉局 介護保険課 ☎ 044-200-2687	要介護・要支援認定された高齢者に手すり等の福祉用具を、1割から3割の金額で貸与する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 介護認定給付係
介護保険制度特定福祉用具販売	戸建 マ(専)	健康福祉局 介護保険課 ☎ 044-200-2687	要介護・要支援認定された高齢者に入浴補助用具や腰掛便座等の特定福祉用具を購入する費用を、一定範囲で保険給付する。(支給限度額は毎年度10万円) ※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 介護認定給付係
高齢者住宅改造費助成事業	戸建 マ(専)	健康福祉局 高齢者在宅サービス課 ☎ 044-200-2677	要介護・要支援認定において要支援以上の認定を受けた高齢者が行う住宅改造に必要な費用の全部又は一部を助成する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 高齢者支援担当
日常生活用具給付事業	戸建 マ(専)	健康福祉局 高齢者在宅サービス課 ☎ 044-200-2677	ねたきり高齢者等に自動消火器及び電磁調理器を給付する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 高齢者支援担当
高齢者等緊急通報システム事業	戸建 マ(専)	健康福祉局 高齢者在宅サービス課 ☎ 044-200-2677	独居等の高齢者に、発作等に備え、緊急時の連絡体制を確保するサービスを提供する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 高齢者支援担当
※各区役所の高齢・障害課連絡先		(川 崎 区) ☎044-201-3080 (中 原 区) ☎044-744-3217 (宮 前 区) ☎044-856-3242 (麻 生 区) ☎044-965-5148	(幸 区) ☎044-556-6619 (高 津 区) ☎044-861-3255 (多 摩 区) ☎044-935-3266
家具転倒防止金具取付事業	戸建 マ(専)	健康福祉局 地域包括ケア推進室 ☎ 044-200-2926	高齢者・障害者のみの世帯等を対象に、震災発生時における家具の転倒を防止する「転倒防止金具」の取付を無料で行う。
生活福祉資金貸付制度	戸建 マ(専)	各区社会福祉協議会	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行う。 住宅の増改築、補修、福祉用具等の購入に必要な経費は、「福祉資金」での相談となる。(貸付には条件・基準あり) ※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区社会福祉協議会
		(川 崎 区) ☎044- 246- 5500 (中 原 区) ☎044- 722- 5500 (宮 前 区) ☎044- 856- 5500 (麻 生 区) ☎044- 952- 5500	(幸 区) ☎044- 556- 5500 (高 津 区) ☎044- 812- 5500 (多 摩 区) ☎044- 935- 5500

高齢者・障害者・バリアフリー

障害者世帯向け制度

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
在宅重度障害者（児） やさしい住まい推進事業	戸建 マ(専)	健康福祉局 障害福祉課 ☎ 044-200-2653	重度障害者（児）が現に居住する市内の既存住宅を障害の状況に適するように行う改良工事、自立促進用具の設置や修理に必要な費用の一部又は全部を助成する。
川崎市障害児（者） 日常生活用具給付等事業	戸建 マ(専)	健康福祉局 障害福祉課 ☎ 044-200-2653	障害児（者）に日常生活の便宜を図ることを目的に日常生活用具を給付する。
障害者緊急通報システム 設置運営事業	戸建 マ(専)	健康福祉局 障害福祉課 ☎ 044-200-2653	一人暮らしの重度障害者等に対して、緊急時における連絡を確保するために、通報装置を設置する。
家具転倒防止金具取付事業	戸建 マ(専)	健康福祉局 地域包括ケア推進室 ☎ 044-200-2926	高齢者・障害者のみの世帯等を対象に、震災発生時における家具の転倒を防止する「転倒防止金具」の取付を無料で行う。

賃貸住宅入居支援制度

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
川崎市居住支援制度	戸建 マ(専)	川崎市住宅供給公社 ☎ 044-244-7590	高齢者等がアパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、家賃の支払能力等があるにもかかわらず、保証人が見つからない場合に、川崎市の指定する保証会社を利用することで、入居機会の確保と安定した居住継続を支援する制度。
川崎市住居確保給付金 （家賃補助）	戸建 マ(専)	だいJOBセンター （川崎市生活自立・仕事相談センター） ☎ 044-245-5120	住居を喪失している又は喪失するおそれのある離職された方又は個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで就業機会が減少した方などに家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
川崎市住居確保給付金 （転居費用補助）	戸建 マ(専)	だいJOBセンター （川崎市生活自立・仕事相談センター） ☎ 044-245-5120	離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行う。

バリアフリー制度

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
マンション段差解消工事等費用 助成制度	マ(共)	まちづくり局 住宅整備推進課 ☎ 044-200-2996	分譲マンションの管理組合が、マンション共用部の段差のある箇所に、手すりやスロープを設置する場合に、工事費用の一部を助成する。

一般融資等

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
勤労者生活資金貸付制度	戸建 マ(専)	経済労働局 労働雇用部 ☎ 044-200-2271	生活資金（住宅の増改築・修繕費等を含む）について市と提携する金融機関が低利で融資する。（市内に1年以上在住、同一事業所1年以上勤務等、いくつかの申込資格あり）
環境配慮建築物向け住宅ローン	戸建 マ(専)	まちづくり局 建築管理課 ☎ 044-200-3026	「川崎市建築物環境配慮制度」と連携した環境配慮マンション・戸建て住宅向け住宅ローン

環境・省エネ・緑化・上下水道・道路

アスベスト

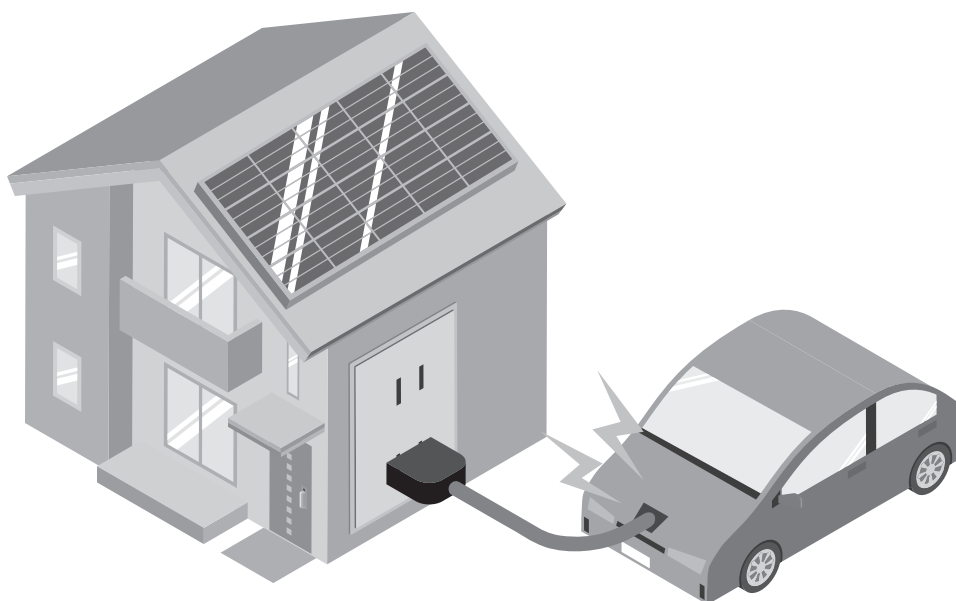
制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
民間建築物吹付けアスベスト対策事業	戸建 マ(専) マ(共)	まちづくり局 建築指導課 ☎ 044-200-2757	吹付けアスベストの含有調査及び除去工事等の費用の一部を補助する。 (除去工事等は、戸建・マ(専)を除く)

省資源設備関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
家庭用生ごみ処理機等購入費助成制度	戸建 マ(専)	環境局 減量推進課 ☎ 044-200-2579	家庭から排出される生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等の購入費の一部を助成する。

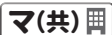
環境配慮設備関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
太陽光発電設備等設置費補助金	戸建 マ(専)	環境局 脱炭素戦略推進室 ☎ 044-200-2178	住宅に太陽光発電設備（F I T適用するもの・しないもの）、蓄電池、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）等を導入する際にその費用の一部を補助する。（補助には条件・基準あり）
共同住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金（EV用充電インフラ補助金）	マ(共)	環境局 地域環境共創課 ☎ 044-200-2530	共同住宅の駐車場に電気自動車充電用の普通充電設備を設置する際に、購入費と設置工事費の一部を補助する。（補助には経済産業省補助金の交付申請を行うことなど条件・基準あり）



環境・省エネ・緑化・上下水道・道路

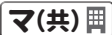
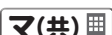
緑化関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
緑化助成事業	  	公益財団法人 川崎市公園緑地協会	【屋上・壁面緑化】 建物の屋上・壁面を利用して緑化に取り組む者に対し、必要な費用の一部を助成する。
		☎ 044-711-6631	【生垣づくり】 公共性があると認められる場所で、生垣を新設する場合又はブロック塀を撤去し生垣を設置する場合に、必要な費用の一部を助成する。
			【駐車場緑化】 公道に面して、緑化延長10m以上の植樹帯を新設する場合、樹木を援助する。

排水設備関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
水洗便所設備費助成制度	 	上下水道局 下水道管理課 ☎ 044- 200- 0351	くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や、し尿浄化槽を廃止する工事の費用の一部を助成する。
水洗化改造特別助成工事	 	上下水道局 下水道管理課 ☎ 044- 200- 0351	生活保護を受けている世帯がくみ取り便所を水洗便所に改造する場合、特別助成として市が工事を施行する。
水洗便所改造等 融資あっせん制度	 	上下水道局 下水道管理課 ☎ 044- 200- 0351	くみ取り便所を水洗便所に改造する場合やし尿浄化槽を廃止する場合、費用の一部について取扱金融機関に融資のあっせんをし、利子補給を行う。
私道共同排水設備敷設助成制度	 	上下水道局 下水道管理課 ☎ 044- 200- 0351	既設の私道に共同排水設備を敷設する場合の費用の一部を助成する。
私道共同排水設備修繕助成制度	 	上下水道局 下水道管理課 ☎ 044- 200- 0351	既設の私道共同排水設備を修繕する場合の費用の一部を助成する。
私道内公共下水道整備制度	 	上下水道局 下水道管理課 ☎ 044- 200- 0351	公道移管が困難な私道に対して、申請により市が公共下水道を整備する。
浄化槽の設置に融資、助成	 	環境局 収集計画課 ☎ 044- 200- 2585	公共下水道が完備していない区域で浄化槽による水洗トイレを設置する場合の融資と助成を行う。

道路関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
狭あい道路舗装整備	 	まちづくり局 建築審査課 ☎ 044-200-3020	幅員4m未満の道路（建築基準法第42条2項の道路）の拡幅に伴う後退用地の舗装整備を、市が無償で行う。
狭あい道路拡幅整備助成金	 	まちづくり局 建築審査課 ☎ 044-200-3020	道路（建築基準法第42条2項の道路）後退用地の寄付を行う場合に支障となる物件（塀など）の除却又は移設費用の一部を助成する。
私道舗装助成制度	 	建設緑政局 施設維持課 ☎ 044-200-2819	私道の舗装整備工事等に必要な費用の一部を助成する。 ※窓口は、各区役所道路公園センター

耐震・防災・防犯

耐震関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
木造住宅耐震診断士派遣制度	戸建 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を行うために川崎市に登録された診断士を無料で派遣する。
木造住宅耐震改修助成制度	戸建 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	旧耐震基準の木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震性を高めるための工事費用の一部を助成する。
建築相談員無料派遣制度	戸建 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	過去に市の木造住宅耐震診断士派遣制度を活用して耐震診断を行った方に、耐震改修やリフォーム等のアドバイスを行う建築相談員を無料で派遣する。
耐震シェルター等設置助成制度	戸建 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	旧耐震基準の木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震シェルター・防災ベッドを設置する費用の一部を助成する。
マンション耐震診断に係る予備調査事業	マ(共) 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	旧耐震基準の分譲マンションの予備調査を行う建築士を無料で派遣する。
マンション耐震改修等事業助成制度	マ(共) 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	旧耐震基準の分譲マンションの耐震診断、耐震設計又は耐震改修に要する費用の一部を助成する。
マンション耐震相談員の派遣	マ(共) 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	過去に耐震診断を行った旧耐震基準の分譲マンションの管理組合に対し、診断結果や耐震改修実施までの流れ等について相談対応をする建築士を無料で派遣する。

防災まちづくり整備関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
密集住宅市街地整備促進事業	戸建  マ(専)  マ(共) 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区において、複数の老朽建築物を耐火・準耐火建築物の共同住宅等へ建て替える事業に対し、その調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の一部を補助する。
住宅等不燃化推進事業 (耐火性能強化)	戸建  マ(専)  マ(共) 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区において、住宅等の建築にあたって不燃化推進条例に基づき、耐火・準耐火建築物へと耐火性能を強化することに係る費用の一部を補助する。
住宅等不燃化推進事業 (老朽建築物除却)	戸建  マ(専)  マ(共) 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区において、老朽建築物(旧耐震基準または耐用年数超過)の除却に係る費用の一部を補助する。
区画道路拡幅促進事業	戸建  マ(専)  マ(共) 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区の拡幅促進路線において、土地所有者等が後退する場合に支障となる塀等の除却又は新たな塀等の新設に係る費用の一部を補助する。
区画道路寄附促進事業	戸建  マ(専)  マ(共) 	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区の寄附促進路線において、後退により公道の中心から片側2mの範囲を道路状に整備した私有地部分を、その土地所有者等が川崎市に寄附申請する事業に対し、奨励金を交付し、分筆登記費等の一部を補助する。

耐震・防災・防犯

防災まちづくり整備関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
優良建築物等整備事業	戸建 マ(専) マ(共)	まちづくり局 地域整備推進課 ☎044-200-2730	良好な市街地環境を形成する事業に対し、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の一部を補助する。
ブロック塀等撤去促進助成制度	戸建 マ(共)	まちづくり局 建築指導課 ☎044-200-2757	道路又は公園等に面する安全性の確認ができない高さ1.2mを超えるブロック塀等を撤去する場合に、費用の一部を助成する。

宅地造成・がけ関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
宅地防災工事助成金制度	戸建 マ(共)	まちづくり局 宅地企画指導課 宅地防災担当 ☎044-200-3035	宅地災害の防止・復旧を目的とする「宅地防災工事」、補修・補強を目的とする「宅地減災工事」に対し、工事費用の一部を助成する。
浸水低地改良資金貸付制度	戸建 マ(専) マ(共)	上下水道局 下水道管理課 ☎044-200-0351	家屋が低地にあつて雨で浸水する場合、盛土等により改良する工事に必要な資金を貸し付ける。

防犯関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
住宅の無料防犯診断	戸建 マ(専) マ(共)	市民文化局 地域安全推進課 ☎044-200-2284	専門知識を有する職員が戸建て住宅やマンションなどの防犯診断を無料で実施する。



税制関係

税制関係

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度	戸建 マ(専) マ(共)	(川崎区・幸区) かわさき市税事務所 資産税課 ☎044-200-3958 (中原区) こすぎ市税分室 資産税担当 ☎044-744-3243 (高津区・宮前区) みぞのくち市税事務所 資産税課 ☎044-820-6567 (多摩区・麻生区) しんゆり市税事務所 資産税課 ☎044-543-8973	新築の認定長期優良住宅について、申告により固定資産税を減額する。
耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度	戸建 マ(専) マ(共)		耐震改修を行った住宅について、申告により固定資産税を減額する(別途認定要件あり)。
バリアフリー改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度	戸建 マ(専)		バリアフリー改修工事を行った住宅について、申告により固定資産税を減額する(別途認定要件あり)。
省エネ改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度	戸建 マ(専)		(窓の改修工事を含む)省エネ改修工事を行った住宅について、申告により固定資産税を減額する(別途認定要件あり)。
大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額制度	マ(専) マ(共)		新築された日から20年以上を経過した、総戸数10戸以上の区分所有マンションで、2回目以降の長寿命化工事を完了している住宅について、申告により固定資産税を減額する(別途認定要件あり)。
空き家の譲渡所得の特別控除	戸建	まちづくり局 住宅整備推進課 ☎044-200-2253	被相続人の住まいを相続した相続人が、一定の要件を満たして当該家屋または土地を譲渡した場合には、申告により譲渡所得の特別控除を受けられる。



住環境まちづくり

アドバイザー派遣制度

制度名	対象	所管・連絡先	制度概要
住まいアドバイザー派遣制度	戸建 	川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン	川崎市住宅供給公社ハウジングサロンにおける戸建て住宅、マンションのリフォームや管理等の相談で、現地相談が必要な場合にアドバイザーを派遣する。
	マ(専)  マ(共) 	☎ 044-874-0180	

コンサルタント等派遣制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
コンサルタント派遣制度	川崎市まちづくり公社 事業課	良好な市街地環境の形成と促進のためにまちづくりコンサルタントを派遣する。
	☎ 044-211-3243	
初動期のまちづくり支援制度	まちづくり局 景観・地区まちづくり支援担当	住民主体の団体、グループ等の初動期のまちづくり活動について、コンサルタント等の派遣により支援を行う。
	☎ 044-200-3025	
専門的知識を有する者の派遣	まちづくり局 まちづくり調整課	総合調整条例の手続きを行っている事業の近隣関係住民から求められた場合、都市計画、建築等に関する制度の専門的知識を有する者を派遣する。
	☎ 044-200-2936	

住環境まちづくり

制度名	所管・連絡先	制度概要
町内会・自治会会館整備補助金交付制度	市民文化局 市民活動推進課	町内会・自治会会館の建替や、新規取得、耐震改修、その他改修等に要する整備費用の一部に対し、補助金を交付する。
	☎ 044-200-2479	
防犯灯設置事業	市民文化局 地域安全推進課	町内会・自治会等の申請にもとづき、道路等の公共空間への防犯灯の設置を行う。
	☎ 044-200-2284	
防犯灯設置費補助制度	市民文化局 地域安全推進課	町内会・自治会等が所有する防犯灯のLED化や、設置経費に対し、補助金を交付する。
	☎ 044-200-2284	
防犯灯管理費・補修費補助制度	市民文化局 地域安全推進課	町内会・自治会等が所有する防犯灯の維持管理費に対し、補助金を交付する。
	☎ 044-200-2284	
防犯カメラ設置補助制度	市民文化局 地域安全推進課	町内会・自治会等の防犯活動団体が設置する防犯カメラの設置経費に対し、補助金を交付する。
	☎ 044-200-2284	

国・神奈川県における住宅の省エネに関する補助制度

住宅省エネ2025キャンペーン

制度名	制度概要			
子育てグリーン住宅支援事業 (国土交通省・環境省) 	補助対象区分	注文住宅・分譲住宅(新築)		リフォーム ※省エネ改修とあわせて行うリフォーム工事に限る。
	対象住宅・設備	①GX志向型住宅 ②長期優良住宅、ZEH水準住宅		開口部や躯体の断熱改修、エコ住宅設備の設置など
	補助対象者	①すべての世帯 ②子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれか		住宅の所有者など
	補助率	定額(工事毎)		定額(工事毎)
	補助額	GX志向型住宅：160万円 長期優良住宅：80万円※ ZEH水準住宅：40万円※ ※古家の除却を伴う場合20万円加算		対象設備の性能、サイズなどによる (1戸あたり上限40万円もしくは60万円)
先進的窓リノベ2025事業 (環境省) 	補助対象区分	戸建住宅(既存)、集合住宅(既存)		
	補助対象者	住宅の所有者、賃借人、管理組合		
	対象設備	ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換		
	補助率	定額(工事毎)		
	補助額	対象製品の性能、サイズなどによる(1戸あたり最大200万円)		
給湯省エネ2025事業 (経済産業省) 	補助対象区分	戸建住宅・集合住宅(新築、既存可)		
	補助対象者	住宅の所有者、賃借人、管理組合		
	対象設備	エコキュート	ハイブリッド給湯器	エネファーム
	補助額	6万円/台	8万円/台	16万円/台

問い合わせ先：住宅省エネキャンペーン補助事業合同窓口(0570-022-004)

既存住宅省エネ改修事業費補助金

制度名	制度概要			
令和7年度神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金 (神奈川県) 	補助対象区分	神奈川県内の戸建住宅・集合住宅(既存のみ)		
	補助対象者	住宅の所有者		
	対象設備	窓(玄関ドア含む)、壁、天井、床		
	補助額	補助対象経費の3分の1又は上限20万円		

問い合わせ先：神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室(050-3852-1017)

専門家による無料の相談窓口

窓口相談

ハウジングサロンの窓口で、専門家に直接相談できます。

オンライン相談

自宅からお持ちのスマートフォン、パソコン等を利用しオンラインで相談できます。



すまいの相談窓口での相談

月に1回程度、すまいの相談窓口（川崎区の住宅供給公社本社内）でも相談を実施します。

無料

マンション管理相談

相談日 火・木・土曜日
10時～12時・13時～16時
(祝日及び年末年始は休み)

●窓口相談：回数無制限

管理組合の運営・管理規約・修繕積立金・長期修繕計画・大規模修繕工事・耐震等に関する相談をお受けします。

●現地相談：相談日は相互調整

窓口相談の結果、現地相談が必要と認められたもののうち、「川崎市マンション管理組合登録・支援制度」に登録されているマンション管理組合については、年度内3回を限度に、未登録のマンション管理組合については、年度内1回を限度にアドバイザーを派遣します。

予約制



無料

住宅相談

相談日 火・土曜日 13時～16時
(祝日及び年末年始は休み)

●窓口相談：回数無制限

戸建て住宅及び分譲マンション（専有部分）のリフォーム・バリアフリー・耐震・省エネ等に関する相談をお受けします。

●現地相談：相談日は相互調整

窓口相談の結果、現地相談が必要と認められたものについては、年度内1回を限度にアドバイザーを派遣します。

予約制



相談予約受付

火～土曜日 9時～12時 / 13時～16時
(祝日及び年末年始は休み)

☎044-874-0180



川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン

〒211-0053 川崎市中原区上小田中6丁目34番24号 スターブル中原 1階

TEL 044-874-0180 FAX 044-874-0181

ホームページアドレス https://www.kawasaki-jk.or.jp/siteinfo/special/housing_salon.php

監修 川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

発行：令和7年(2025)7月

